

意見書案第 11 号

災害発生時における信頼性の高い情報共有体制の構築を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘
浜 奥 修 利
改 田 勝 彦
中 田 一 子
森 脇 謙 一

災害発生時における信頼性の高い情報共有体制の構築を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも、情報を入手したり、発信したりすることができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる、偽情報や誤情報もあり、信頼性の高い情報を共有する必要がある。

特に、災害発生時における情報は、多くの人の命に直結するため大変重要であり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信されたことにより、現場は大変に混乱した。具体的には、救援を求める情報を受けて現場を訪れても、誰もいなかったというケースがあったり、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う画像が拡散されたりした。

いっどこで発生するかわからない災害、とりわけ発災直後の情報が錯綜する中では、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、以下のとおり、国及び政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報共有体制の構築の積極的な推進を求める。

記

- 1 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し、共有する体制を整備すること。
- 2 I o Tセンサーやドローンから得られた情報も含めてリアルタイムでの国と地方自治体との災害情報共有体制を整備し、得られた情報を適切に分析するため、気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等について、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

総務大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

衆議院議長

参議院議長 あて